

富士吉田市告示第 89 号

令和 7 年度固定資産税都市計画税納税通知書を発送したが、別紙の者については、住所・居所、事務所及び事業所が明らかでないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び富士吉田市税条例（昭和 29 年条例第 29 号）第 18 条の規定により公示送達する。

なお、納税通知書は富士吉田市長が保管し、いつでも発送を受けるべき者に交付する。

令和 7 年 4 月 23 日

富士吉田市長 堀内 茂

（注）

地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、この掲示をした日から起算して 7 日を経過した時に書類の送達があったものとみなす。